国際実証研究費補助金交付規程

2020 年８月 28 日
2020 年度規程第９号
一部改正 2021年３月31日2020年度規程第69号
一部改正 2022年２月28日2021年度規程第27号
一部改正 2023年３月31日2022年度規程第64号
一部改正 2024年２月29日2023年度規程第29号
一部改正 2024年３月29日2023年度規程第44号
一部改正 2025年３月31日2024年度規程第62号
一部改正 2025年10月31日2025年度規程第36号
一部改正 2026年３月31日2025年度規程第81号
一部改正 2026年10月31日2026年度規程第11号

（目的）

第１条　この規程は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成14年法律第145号。以下「機構法」という。）第15条第３号の規定に基づき、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が行う国際実証研究費補助金（以下「補助金」という。）の交付業務の手続き等を定め、もってその業務の適正な処理を図ることを目的とする。

（適用）

第２条　機構が行う補助金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、機構法、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成15年経済産業省令第120号）及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書（15度新エネ総第1001004号）に定められたものによるほか、この規程の定めるところによる。

（定義）

第３条　この規程で「補助事業」とは、補助金の交付の対象となった、産業技術のうち機構が別途定めるプロジェクト基本計画に記載する研究開発計画に係る技術開発課題を達成し実用化を図る研究開発（以下「研究開発」という。）を行う事業をいう。

２　この規程で「補助事業者」とは、補助事業を実施する者をいう。

（交付の対象）

第４条　機構は、第３条第１項に定める研究開発を行う者に対し、当該研究開発に必要な費用の一部を補助する。 ただし、第28条に定める事項に該当する者が行う事業に対しては、

本補助金の交付対象としない。

（交付に係る選定の基準）

第５条　機構は、補助事業者の選定に当たっては、次に掲げる事項を基準として行う。

一　補助事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。

二　補助事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。

三　補助事業に係る経理その他の事務について的確な管理体制及び処理能力を有すること。

四　当該補助事業者が遂行する補助事業が、第３条第１項の技術開発課題を達成するために十分に有効な研究開発を行うものであること。

五　当該補助事業者が補助事業に係る企業化に対する具体的計画を有し、その実施に必要な能力を有すること。

（補助対象費用等）

第６条　補助の対象となる費用（以下「補助対象費用」という。）は、第４条に規定する研究開発に必要な費用のうち、別記に掲げるものの範囲とする。

２　補助金の額は、補助対象費用の総額に別途定める補助率を乗じた金額以内又は別途定める補助対象費用の金額以内とする。ただし、機構が国公立研究機関、国公立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学、私立大学、高等専門学校、並びに国立研究開発法人、独立行政法人、地方独立行政法人及びこれらに準ずる機関（以下、併せて「学術機関等」という。）に対する共同研究費を定額補助と定めた場合は、その金額以内とする。

３　補助事業の期間が機構の会計年度を超える交付決定（以下「複数年度交付決定」という。）の場合は、機構の会計年度毎に補助金の額の上限（以下「年度限度額」という。）を定める。

（交付の申請）

第７条　機構は、補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）に対し、様式第１による補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）を機構が別に定める期日までに提出させるものとする。

２　機構は、申請者が前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象費用に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して行わせるものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定等）

第８条 機構は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容について審査を行うものとする。

２　機構は、前項の審査の結果、補助金を交付すべきものと認めたときは、様式第２による交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

３　前項の場合において、機構は、補助金の適正な交付を行うために必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができるものとする。

４　機構は、第２項又は前項による交付の決定を行うに当たっては、前条第２項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して行うものとする。

５　機構は、前条第２項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

６　機構は、補助金の交付が適当でないと認めるときは、その旨を申請者に通知するものとする。

（交付に当たっての条件）

第９条　機構は、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

一　補助事業者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行うべきこと。

二　補助事業者は、補助事業の内容の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。ただし、交付決定通知書に記載された補助対象費用の費目の配分を超えて支出する場合（費目のⅣとの間の流用を除く。）、費目のⅠからⅢの合計（複数年度交付決定においては、費目のⅠからⅢの年度限度額の合計）の10分の５を超えて流用するときは、届け出ること。

三　補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、機構の承認を受けるべきこと。

四　補助事業者は、補助事業を遂行するための契約をするときは、補助事業の運営上一般の競争に付すことが著しく困難又は不適当である場合を除き、一般の競争に付すべきこと。

五　補助事業者は、補助事業の全部又は一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施してはならないこと。ただし、補助事業の一部について、第三者と委託又は共同して実施することを交付申請書に記載し、機構が認めた場合はこの限りでない。また、委託

又は共同して実施する場合には、実施に関する契約を締結すべきこと。

六　補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日（補助事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日）の属する会計年度の終了後５年間保存しておくべきこと。

七　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、様式第３による事故報告書を速やかに機構に提出し、その指示を受けるべきこと。

八　補助事業者は、機構が必要と認めて指示したときは、補助事業の実施の状況に関し、実施状況報告書を速やかに提出すべきこと。

九　補助事業者は、補助事業が完了するとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、完了の日の翌日から起算して61日以内に、又は補助事業が完了せずに機構の会計年度が終了するときは、翌会計年度の５月31日までに、様式第４による実績報告書を機構に提出すべきこと。

十　補助事業者は、機構が、補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は実地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応ずべきこと。

十一　補助事業者は、機構が事実確認の必要があると認めるときは、取引先に対し、参考となるべき報告及び資料の提出について協力を求めるべきこと。

十二　補助事業者は、機構から補助事業に係る助言を受けたとき、補助事業者の責任においてその内容を実施する必要性を判断し、適正に補助事業を行うべきこと。

十三　補助事業者は、機構が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、機構の指示に従うべきこと。

十四　補助事業者は、機構が第19条第２項の規定により補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還すべきこと。

十五　補助事業者は、第19条第１項の規定により補助金の返還請求の通知を受けたときは、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を加えて返還すべきこと。ただし、第18条第１項第九号及び第十号の規定による場合はこの限りでない。

十六　補助事業者は、返還すべき補助金を期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付すべきこと。

十七　補助事業者は、補助事業年度及び補助事業年度の終了後５年間、補助事業の成果を学術誌等で発表した場合、補助事業に基づく発明、考案等に関して、産業財産権等を出願又は取得及びそれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、当該年度の終了後30日以内に様式第５による届出書を機構に提出すべきこと。

十八　補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産若しくは成果（以下「取得財産等」という。）のうち、第16条第１項により処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取壊し、廃棄し、又は担保に供しようとすることをいう。）を制限されたものについては、善良な管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。

十九　補助事業者は、処分を制限された取得財産等の処分により収入が生じたときは、機構の請求に応じ、その収入の一部（消費税及び地方消費税に係る相当額を除く。）を納付すべきこと。

二十　補助事業者は、補助金の交付の決定内容又はこれに付した条件に不服がある場合において、申請の取下げをしようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から20日以内に、様式第６による補助金交付申請取下げ届出書を機構に提出することにより行うべきこと。

二十一　補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度以降５年間、様式第21による当該補助事業に係る企業化状況報告書を機構に提出し、当該補助事業の成果に基づく収益が生じたときは、機構の請求に応じ、交付された補助金の額を上限として、その収益の一部を機構に納付すべきこと。ただし、機構が企業化状況報告書の提出を求めないときは、この限りではない。

二十二　補助事業者は、補助事業で得られた成果を発表又は公開する場合、事前に機構に対し別途定める方法により報告すること。また、発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、機構の事業の結果得られたものであることを明示すること。

二十三　補助事業者は、機構が補助事業年度に実施する補助事業の評価に協力し、かつ、その結果に基づく機構の判断に従うこと。

二十四　補助事業者は、補助事業年度の終了後５年間、機構が実施する終了時評価、追跡調査・評価、産業財産権等の取得状況及び事業化状況調査（以下「評価・調査等」という。）に協力すること。ただし、機構が必要があると認めるときは、終了時評価を補助事業完了前に行うこととする。（なお、補助事業年度の終了後５年度目の状況によっては、補助事業者の合意を得た上で、評価・調査等の期間を延長することがある。）

二十五　補助事業者は、労務費の算定に当たっては機構が別途定める単価を用いること。ただし、機構が別の方法を指示したときは、その指示に従うこと。

二十六　補助事業者は、この規程に規定する様式の提出を、補助金交付申請書に定める主任研究者に委任することができること。ただし、様式第１、様式第６、様式第８（補助金の額等及び補助期間の変更に関するもの）及び様式第10を除く。

二十七　補助事業者は、当該補助事業の成果について、第三者への不正な流出を防止するため、従業員等との間で退職後の取決めを含めた秘密保持契約を締結するなど、必要な措置をとるよう努めるとともに、不正に第三者への成果の流出があった場合には、遅滞

なく機構に報告し、不正行為者に対し法的措置を講ずるなど、適切に対処すること。

二十八　複数年度交付決定の場合、日本国政府の予算又は方針の変更等により本交付決定内容の変更を行う必要が生じたときは、補助事業者は、機構の指示に従うべきこと。

二十九　補助事業者は、機構が提供する電子情報処理組織を用いて申請及び届出等を行う場合は、別途定めるところによるものとする。ただし、この規程に定める様式を用いて提出することを妨げない。

三十　補助事業者は、補助事業に従事した者が、補助事業に関して研究活動の不正行為（研究成果の中に示されたデータや研究結果等をねつ造、改ざん及び盗用する行為をいう。以下、同じ。）を行った疑いがあると認められる場合は、調査を実施し、その結果を文書で機構に報告すること。（この場合、補助事業者は、経済産業省「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成19年12月26日制定）に基づき調査を行うこと。）

三十一　補助事業者は、経済産業省「公的研究費の不正な使用等への対応に関する指針」（平成20年12月３日制定）に基づき不正な使用等（研究資金の他の用途への使用又は本規程の内容若しくはこれらに付した条件に違反して使用する行為及び偽りその他不正の手段により研究資金を受給する行為。以下同じ。）の十分な抑止機能を備えた体制整備等に努めること。

三十二　補助事業者は、第８条第２項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、機構の承認を得ずに第三者に譲渡し、又は承継しないこと。

三十三　交付決定を受けた補助事業の期間にかかわらず、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第35条の５の規定に基づき、機構の中長期計画における最終年度の翌年度以降の期間に係る補助事業内容の効力は、機構の次期中長期計画が、経済産業大臣の認可を受けることを条件として生ずるものとする。

三十四　補助事業者が外国法人の場合、当該外国法人の株式等の議決権の過半数を有する日本法人又は機構が適当と認める日本法人（以下本項では「親会社」という。）が、機構が交付決定通知書に記載する補助事業の名称と同一の補助事業（以下本項では「同一事業」という。）において、補助金の交付を受けていること。親会社が当該同一事業の補助金の交付を受けなくなった場合には、当該外国法人は第17条第１項の規定に基づき、速やかに中止又は廃止の承認申請を行うべきものとする。

三十五　補助事業者が外国法人である場合、当該外国法人と親会社は、連帯して補助事業の期間に限らず金銭債務を含む本規程の条件を満たすべく必要な義務を履行すること。また、当該外国法人は、親会社を当該補助事業に係る国内代理人として選任し、親会社の役員又は従業員で日本に住所を有する者に当該補助事業の遂行に必要な権限及び責任を与えるものとし、親会社は当該外国法人より上記の権限及び責任を受任するものとする。

三十六　補助事業者は、補助事業において国外でエネルギー技術の実証に係る研究開発（以下本項では「実証研究」という。）を行う場合、当該国における協力企業（以下本項では「相手国企業」という。）を定め、相手国企業との間で、機構が別途指示する実

証研究の遂行に必要な項目を含めた契約（以下本号では「実証契約」という。）を締結すること。ただし、同一事業の補助金の交付を受けている他の補助事業者が相手国企業との間で実証契約を締結している場合は、この限りでない。

三十七　補助事業者は、実証研究を実施するための財産の購入又は製造に着手しようとするときは、その購入又は製造を最初に行うときに様式第７による機械装置等購入・製造着手承認申請書を機構に提出し、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。

三十八 補助事業者は、補助事業年度及び補助事業完了の日の翌日から起算して３年間、機構が公募時等に示す「ＮＥＤＯ研究開発事業における技術流出防止策に係る基本方針（以下「技術流出防止策に係る基本方針」という。）」を遵守すること。

三十九 補助事業者は、前号に定める技術流出防止策に係る基本方針に違反し、機構からその是正のために必要な指示を受けた場合は、その指示に従うこと。

２　機構は、補助金の適正な交付を行うために必要があるときは、前項各号に定める事項のほか、第８条第２項に規定する交付決定通知書において、別途条件を定めることができる。

（申請の取下げ）

第10条　機構は、補助金の交付の決定の通知を受けた者から前条により付された条件のうち同条第１項第二十号に基づき取下げの届出があったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなして措置するものとする。

（補助事業の内容の変更）

第11条　機構は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、様式第８による計画変更承認申請書を提出させ、あらかじめ承認を受けさせるものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない軽微な変更及び第９条第１項第二号ただし書の場合は、様式第９による計画変更届出書を提出させるものとする。

一　補助事業の実施方法等主要な内容を変更しようとするとき。

二　補助事業の期間を変更しようとするとき。

２　機構は、前項に基づく計画変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該補助事業者に速やかに通知するものとする。

３　第８条及び第９条の規定は、前項の通知をする場合に準用する。

（補助事業の承継）

第12条　機構は、補助事業者について相続、法人の合併又は分割等により補助事業（補助事業に続く企業化等を含む。）を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者（以下「承継事業者」という。）が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、様式第10－１による承継承認申請書をあらかじめ機構に提出させ、承継事業者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことが

できる。

2　機構は、前項の承認をしたときは、その旨を、速やかに承継事業者に通知するものとする。

3　第１項の規定にかかわらず、承継事業者が承継を予定する日までに設立されない場合、機構は、補助事業者に様式第10－２による承継承認申請書をあらかじめ提出させるものとする。

4　機構は、前項の申請書を受理したときは、承継事業者が設立されたときに承継事業者に様式第10－１による承継承認申請書を提出させること等を条件に、承継事業者が補助金の交付に関する変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

（補助金の額の確定）

第13条　機構は、補助事業が完了し、補助事業者から実績報告書を受理したときは、その内容の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その報告に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第11による確定通知書によって当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第14条　機構は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、補助事業者に対し、補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、概算払をすることができる。

2　機構は、補助事業者が補助金の支払を請求しようとするときは、様式第12－１による補助金概算払請求書又は様式第13による補助金精算払請求書を提出させるものとする。

（財産の管理等）

第15条　補助事業者は、当該補助事業による取得財産等について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2　補助事業者は、処分を制限された取得財産等について機構が指示する標示票を貼付し、管理台帳を備えて管理しなければならない。

3　前項の規定にかかわらず、標示票を貼付して管理することが困難な取得財産等については、機構と協議の上、機構が認めた方法で管理することができる。

4　補助事業者は、処分を制限された取得財産等を処分することにより、収入があったときは様式第14による収入金報告書を機構に提出し、機構の請求に応じその収入の一部を機構に納付しなければならない。

5　補助事業者は、補助事業が完了するとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）

は、完了の日の翌日から起算して61日以内に、又は補助事業が完了せずに機構の会計年度が終了するときは、翌会計年度の５月31日までに、様式第15による取得財産等管理明細表を実績報告書に添付して機構に提出しなければならない。

（財産の処分制限）

第16条　補助事業者の取得財産等のうち処分を制限する財産は、取得価額又は効用の増加価額が単価50万円以上の機械及び重要な器具その他の財産とする。

２　取得財産等の処分を制限する期間は、昭和53年通商産業省告示第360号又は令和５年経済産業省告示第64号を準用する。

３　補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、様式第16による財産処分承認申請書を機構に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

４　補助事業者は、第２項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより得られた収入については、前条第４項の規定は適用しない。

（中止又は廃止の承認）

第17条　機構は、補助事業者がその責めに帰さない事由により当該補助事業の全部又は一部を中止し、若しくは廃止しようとするときは、その承認を受けさせるものとする。

２　機構は、補助事業者が前項の承認を受けようとするときは、様式第８に準じた中止（廃止）承認申請書をあらかじめ提出させ、これを審査し、当該申請に係る中止又は廃止がやむを得ないと認めてこれを承認したときは、様式第17により速やかに当該補助事業者に通知するものとする。

３　第13条の規定は、機構が第１項の承認をした場合に準用する。

（交付決定の取消）

第18条　機構は、次の各号のいずれかに該当するときは、第８条の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

一　補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

二　補助事業者が、第８条の規定による交付の決定の内容に違反したとき。

三　補助事業者が、第９条の規定により付された条件に違反したとき。

四　補助事業者が、その他法令等に違反したとき。

五　補助事業者が、機構との補助事業等に関して不正又は虚偽の報告等をしたとき。

六　補助事業に従事した者が、補助事業に関して研究活動の不正行為を行った者、関与した者又は責任を負う者として認定されたとき。

七　補助事業に従事した者が、補助事業に関して公的研究費の不正な使用等があったと認定されたとき。

八　補助事業者が、第28条の規定の誓約に違反したとき。

九　天災地変その他補助金等の交付の決定後に生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

十　第23条第３項に規定する場合において、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

２　前項第一号から第八号に掲げるものについては、第13条の規定に基づく補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

３　機構は、第１項に基づく取消をしたときは、様式第17に準じた様式により速やかに補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還等）

第19条　機構は、前条の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が支払われているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

２　機構は、第13条の規定に基づき額の確定をした場合（第17条第３項において準用する場合を含む。）において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の補助金の返還を請求するものとする。

３　機構は、前２項に基づき補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに補助事業者に通知するものとする。

一　返還すべき補助金の額

二　加算金及び延滞金に関する事項

三　納期日

４　機構は、第１項又は第２項の規定に基づき補助金の返還を請求したときは、必要に応じて様式第18又は第19により報告させるものとする。

５　機構は、補助事業者が、返還すべき補助金を第３項第三号に規定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第20条　補助事業者は、補助事業完了後、又は複数年度交付決定においては機構の会計年度終了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第20により速やかに機構に報告しなければならない。

２　機構は、第８条第５項の規定による交付の決定をした場合であって、前項の報告があったときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求するものとする。

３　前条第３項及び第５項の規定は、前項の返還を請求する場合に準用する。

（加算金の計算）

第21条　機構は、補助金が２回以上に分けて交付されている場合における加算金の計算については、返還を請求した額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして行うものとする。

２　機構は、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第22条　機構は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

２　前条第２項の規定は、延滞金を徴収する場合に準用する。

（成果の普及及び企業化への努力）

第23条　機構及び補助事業者は、補助事業による成果が生じたときはその成果の普及及び企業化により、国内生産・雇用、内外ライセンス収入、国内生産波及・誘発効果、国民の利便性向上等の形を通じて、我が国の経済活性化の実現に努めるものとする。

２　補助事業者は、交付申請書に添付する企業化計画書を変更しようとする場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第１項に基づき、あらかじめその承認を受けなければならない。

一　企業化計画を著しく変更しようとするとき。

二　その他前項の規定の趣旨に影響を与えるものとして、機構及び補助事業者が協議してあらかじめ定めた条件に該当するとき。

３　前項において、企業化計画の変更が第１項の規定に抵触するおそれがある場合、機構は、補助事業者に対して変更内容の改善を求めることができる。

４　補助事業者は、研究成果の事業化・製品化を行う場合は、事前に機構に対し報告するものとする。また、研究成果の事業化・製品化について発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、機構の事業の結果得られた成果を活用していることを明示するものとする。

（企業化の報告）

第24条　機構は、補助事業者に補助事業の完了年度の翌年度以降５年間、当該補助事業に係る過去１年間の企業化状況について、様式第21による企業化状況報告書を提出させるものとする。ただし、補助事業完了時の状況により、機構は当該報告書の提出を求めないこ

とができる。

２　前項に定める報告書は、補助事業者の毎会計年度決算確定後20日以内に提出させるものとする。ただし、当該年度分の報告書に記載すべき基準納付額と累計納付額の合計が補助金確定額を超えることが明らかになった場合には、補助事業者は会計年度決算確定以前でも機構に報告書を提出することができるものとする。

（収益納付）

第25条　機構は、前条の報告書により、補助事業者に相当の収益が生じたと認めたときは、補助事業者に対して交付した補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる。

２　前項の規定により納付を命ずることができる額の合計は、補助金の確定額の合計額を上限とする。

３　収益納付すべき期間は、補助事業の完了年度の翌年度以降５年間とする。

４　機構は、補助事業者が中小企業であって企業化状況報告書の対象年度に営業利益、経常利益又は純利益のいずれかが、単体決算で赤字となる場合に、当該年度の納付を免除することができるものとする。

５　機構は、前項の免除を行う場合には、補助事業者に様式第22による納付免除申請書を提出させ、これを承認したときは、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

（データマネジメント）

第26条　補助事業者は、「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和３年４月27日、統合イノベーション戦略推進会議）及び機構が公募時等に示す情報を踏まえて、研究開発により生じたデータのうち補助事業者が管理対象データとしたものについてデータマネジメントを行うものとする。

（経済安全保障推進法に基づく特許出願の非公開）

第27条　補助事業者は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和４年法律第43号。以下「経済安全保障推進法」という。）第65条第１項に規定する補助事業者の特許出願に係る明細書等（以下「明細書等」という。）に記載された発明について経済安全保障推進法第70条第２項に規定する保全指定がされている場合、当該特許出願に係る明細書等に記載された保全対象発明（経済安全保障推進法第70条第１項に規定する保全対象発明をいう。以下同じ。）の情報は、この規程に別段の定めがある場合を除き、機構に提示しないこととする。

２　補助事業者は、補助事業者の特許出願に関して、その出願から経済安全保障推進法第66条第１項に基づき特許庁長官により当該特許出願に係る書類が内閣総理大臣へ送付される若しくは送付されないことが決定されるまでの間、及び同法第67条第１項に規定された保全審査が行われている間、当該特許出願の明細書等に記載された発明に係る詳細な

技術情報については、機構に提示しないこととする。ただし、当該特許出願の明細書等に記載された発明が、同法第66条第１項に規定する特定技術分野に属さないことが明らかである場合は、この限りでない。

３　補助事業者は、特許出願を予定している場合、当該特許出願の明細書等に記載する発明に係る詳細な技術情報を機構に提示しないこととする。ただし、当該発明が、同法第66条第１項に規定する特定技術分野に属さないことが明らかである場合は、この限りでない。

４　第１項から第３項までの規定にかかわらず、機構が補助事業の管理における必要性から保全対象発明又は詳細な技術情報の提示を求めたときは、補助事業者は、機構が指定する方法により、当該保全対象発明の情報又は詳細な技術情報を機構に提示するものとする。

（暴力団排除に関する誓約）

第28条　補助事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、次に掲げる事項のいずれにも該当しないことを確認しなければならない。

一　法人等（法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同法第２条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

二　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

三　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

四　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

２　前項については、補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（その他必要な事項）

第29条　この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、機構が別にこれを定める。

附　則

この規程は、2020年９月１日から施行する。

附　則（2021年３月31日2020年度規程第69号）

この規程は、2021 年４月１日から実施する。

附　則（2022年２月28日2021年度規程第27号）

１．この規程は、2022 年３月１日から実施する。

２．ただし、第９条第１項第九号及び第 15 条第４項の改正規定は、その完了日が機構の 2022 年度以降に属する補助事業について適用し、その完了日が機構の 2021 年度に属する補助事業については、なお従前の例による。

附　則（2023年３月31日2022年度規程第64号）

この規程は、2023 年４月１日から実施する。

附　則（2024 年２月 29 日 2023 年度規程第 29 号）

１．この規程は、2024 年３月１日から実施する。

２．ただし、第９条第１項第三十五号、第三十六号、第三十七号及び第三十八号の規定は、2024 年３月１日以降に第８条第２項による通知及び第 11 条第２項による通知を受ける補助事業について適用する。

附　則（2024年３月29日2023年度規程第44号）

１．この規程は、2024 年４月１日から実施する。

２．ただし、第 26 条の規定は、2024 年４月１日以後に交付決定（変更交付決定を除く。）を行う事業について適用する。

附　則（2025年３月31日2024年度規程第62号）

この規程は、2025 年４月１日から実施する。

附　則（2025 年 10 月 31 日 2025 年度規程第 36 号）

この規程は、2025 年 11 月１日から実施する。

附　則（2026年３月31日2025年度規程第81号）

１．この規程は、2026年４月１日から実施する。

２．ただし、第９条第１項第三十八号及び第三十九号の規定は、2026 年４月１日以後に交付決定を行う事業（2025 年度以前に公募開始した事業を除く。）について適用する。

３．2024 年２月 29 日 2023 年度規程第 29 号の附則第２項中「第９条第１項第三十五号、第三十六号、第三十七号及び第三十八号の規定」とあるのは、この規程の施行後においては「第９条第１項第三十四号、第三十五号、第三十六号及び第三十七号の規定」と読み替えるものとする。

附　則（2026 年 10 月 31 日 2026 年度規程第 11 号）

この規程は、2026 年 11 月１日から実施する。

（別記）

補助対象費用（内容）

費目	細 目
Ⅰ 機械装置等費	１．土木・建築工事費 プラント等の建設に必要な土木工事及び運転管理棟等の建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等を行うのに必要な経費。
	２．機械装置等製作・購入費 補助事業の実施に必要な機械装置、その他備品の製作、購入又は借用に要する経費。
	３．保守・改造修理費 プラント及び機械装置の保守（機能の維持管理等）、改造（主として価値を高め、又は耐久性を増す場合＝資本的支出）、修理（主として原状に回復する場合）に必要な経費。
Ⅱ 労務費	１．研究員費 補助事業に直接従事する研究者、設計者及び工員等の人件費。
	２．補助員費 補助事業に直接従事したアルバイト、パート等の経費（但し、上記１.研究員費に含まれるものを除く）。
Ⅲ その他経費	１．消耗品費 補助事業の実施に直接必要な資材、部品、消耗品等の製作又は購入に要する経費。
	２．旅費 ①補助事業を実施するため特に必要とする研究員及び補助員の旅費、滞在費、交通費。 ②研究者以外の者に、補助事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための国内、海外調査に要する経費で旅費、滞在費、交通費。
	３．外注費 補助事業の実施に必要なデータの分析及びソフトウエア、設計等の外注に係る経費。
	４．諸経費 上記のほか、補助事業の実施に直接必要な光熱水料、会議費、委員会費、通信料、借料、図書資料費、通訳料、運送費、関税等の経費、学会等参加費・論文投稿費等。
Ⅳ 委託費・共同研究費※	１．委託費・共同研究費 補助事業のうち、申請者以外の参加機関が行う研究開発に必要な経費。当該経費の算定に当たっては、上記ⅠからⅢに定める項目に準じて行う。
	２．学術機関等に対する共同研究費（別に定める金額以内の定額補助） 補助事業のうち、共同研究契約等に基づき申請者以外の学術機関等が行う研究開発に必要な経費。ただし、機構が別途提示した場合に限り設ける細目。当該経費の算定に当たっては、上記ⅠからⅢに定める項目に準じて行う。Ⅳの細目１と２の間の流用はできないものとする。

※委託・共同研究を実施する場合には、あらかじめ交付申請書に記載し、機構の承認を得る必要があります。なお、委託費・共同研究費は、原則として補助対象費用の総額の 50%未満です。

※学術機関等に対する Ⅳ.委託費・共同研究費の場合は「間接経費」の積算が可能です。